

金積立

2008年8月29日をもちまして「新規ご契約」のお申込受付を、2009年3月31日をもちまして「積立」を終了いたしました。

(2019年10月1日現在)

1. 商品名	金積立
2. 商品概要	2009年3月末日までにお客さまの委託によりみずほ銀行が分割して買付けた金地金を、保護預りする商品です。
3. ご利用いただける方	個人のお客さま
4. 期間	定めはございません。
5. ご売却	お取引店で「1グラム単位でのご売却（一部売却）」、または「1グラム未満の重量も含めた全重量のご売却（全部売却）」ができます。売却価格は、ご売却日のみずほ銀行買い取り価格となります。（金取扱業者の休業日を除く銀行営業日の午前10時30分から午後3時までのお取扱となります）。
6. お引出	お取引店で100グラム以上100グラム単位の金地金でお引き出しいただけるほか、1オンス金貨でもお引き出しいただけます（お申し出いただいた5～8営業日後にお取引店の店頭にてお引き渡しいたします）。 なお、田中貴金属ジュエリー(株)の販売するジュエリーとの交換につきましては、2009年3月31日をもちましてお取扱を終了いたしました。
7. 解約	全部売却をもって本契約を終了させていただきます。
8. 利息	利息はつきません。
9. 税金	給与所得者等のお客さまが金を売却された場合、原則として譲渡所得（総合課税）となりますが、継続的に売買をされる場合などは雑所得となることもあります。詳しくはお客さまご自身で税務署・公認会計士・税理士等にご相談ください。
10. 手数料	年間手数料・・・1,320円（消費税等を含む）（2019年10月1日現在） お引出手数料（金地金でのお引出の場合のみ） ・・・1取引につき3,300円（消費税等を含む）（2019年10月1日現在）
11. 売却価格の入手方法	お取引店にお問い合わせください。
12. その他参考となる事項	・金積立は預金商品ではありません。 ・金は価格が変動する商品です。売却時期によってはご購入の価格を下回ることもあります。 ・預金保険の対象外です。 ・マル優のお取扱はできません。 ・為替相場の大きな変動、海外相場の大きな変動等のやむを得ない事情により、営業時間内に本商品のお取引を中止させていただく場合がございます。
13. みずほ銀行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772